

# 『秘密保護法』廃止へ！実行委員会」 & 「共謀罪 NO! 実行委員会」 活動の軌跡とこれからの活動

— 「強行採決から 7 年 秘密保護法の 7 廃止を求める 12・6 集会」 報告 —

2020 年 12 月 6 日 秘密法廃止&共謀罪 NO!実行委員会

## 1. 「特定秘密保護法」の廃止を軸に据えた取り組みと情報公開法、公文書管理法改正への取り組み

2013 年 11 月 21 日に日比谷野外音楽堂を埋め尽くした「11.21 大集会」を主催した、「11.21 大集会実行委員会」が、『秘密保護法』廃止へ！実行委員会」の嚆矢である。

法律が成立した翌 2014 年に、「秘密保護法」廃止へ！実行委員会と名称を変え、「法律の廃止」を目指して活動を開始した。

国会への野党統一廃止法案提出を目指し、野党各党に働きかけを行ったり、全国に呼びかけて廃止署名を集めたりした。野党統一廃止法案の提出には至らなかったが、当時の民主党・維新の党による施行延期法案と、共産党・社民党・無所属議員による廃止法案の提出が行われたことは、私たちの活動が少なからず寄与したことへの証と受け止めたい。

2014 年春にはモートン・ハルペリン氏を招いたシンポジウムを開いて、ツワネ原則について学んだ。そして夏には、秘密保護法施行のための政令や運用基準の案についてのパブリックコメント募集に対し、ワークショップを開き、特に運用基準案の問題点を明らかにしながら、積極的に取り組んだ。このような取り組みを通して、国家秘密の存在を認めないという視点だけではなく、国家秘密の存在を前提にして、その秘密をどのように管理させ、公開させていくかという視点の必要性を認識していった。

「国家秘密の存在を前提にして、その秘密をどのように管理させ、公開させていくか」という課題に対し、アプローチの仕方を検討していった結果、情報公開法と公文書管理法について学習することの必要性が、実行委員会内の会議の場で論じられた。それは、情報公開クリアリングハウスの三木由希子氏と獨協大学の右崎正博氏を講師に招いて、国会議員会館内で院内学習会を実施するという形に結び付いていった。

この学習会の成果が、「情報公開法」「公文書管理法」から「特定秘密保護法」の廃止に迫る」という確認のもとで、その後の実行委員会の活動の基盤となっていった。

そして、国会会期中の毎月 6 日（6 日が土・日・祝日の場合はその前後）に「6 日行動」を実施するという取り組みが固定化した。正午から約 1 時間の国会議員会館前での宣伝行動、そして、午後 1 時 30 分から約 2 時間におよぶ国会議員会館内での「院内集会」や「院内学習会」であった。

## 2. 「共謀罪法」の廃止を視野に入れた活動への展開

2017 年、「共謀罪法」が国会に提出されたことを契機に、「秘密保護法」廃止へ！実行委員会」と市民団体や法律家団体、労働組合（MIC）などが呼びかけて「共謀罪 NO! 実行委員会」を発足させた。これは特定秘密保護法第 25 条に共謀罪が規定されていることと無縁ではない。

「共謀罪法」の実質的な国会審議の開始が 4 月 6 日の衆議院本会議だったことから、両委員会は合同で「6 日行動」を行うこととし、その後の様々な行動だけでなく実行委員会の会議も合同で行うことを決めた。

両委員会の活動の主たる目的は、特定秘密保護法と共謀罪法の廃止である。そしてそのために取り組んだことは、二法が作られた背景を掘り下げ、状況を分析し、二法の廃止に繋がる道筋を見出すことであった。そこで取り組んだのは、次のようなことであった。

#### ◆ 両実行委員会による主な取り組み

- ◇ 全ての国会議員を対象としたアンケートの実施（2014年11月10日）
- ◇ 保阪正康さんの講演（2015年12月6日）＝「秘密法と戦争法がつくる『準戦時体制』とは何か」
- ◇ 内閣法制局に抗議と申し入れ（2016年1月6日）  
憲法解釈変更による集団的自衛権行使のための閣議決定案文の意見事務で、内閣法制局が検討過程の記録を残さなかったことへの抗議と事実関係の調査。
- ◇ 「スノーデンの警告！」集会。小笠原みどりさんの講演（2016年8月27日）。
- ◇ 「12・6 秘密保護法強行採決から4年 秘密保護法と表現の自由を考える市民の集い。清水雅彦さんの講演（2017年12月6日）。
- ◇ 望月衣塑子さんの講演（2018年12月6日）＝「民主主義とは何か 報道の現場から」
- ◇ 強行採決から6年 いま、改めて秘密保護法を問う12・6集会（2019年12月6日）
- ◇ 情報公開法改正、公文書管理法改正への取り組みは、学習会を中心に継続した。
- ◇ 情報監視審査会の年次報告書を「読み解く」場を設定してきた。2020年は、三宅弘さんの講演（2020年10月26日）＝「秘密保護法をめぐる最近の状況 - 衆議院情報監視審査会参考人意見陳述の報告などから」
- ◇ 共謀罪法廃止署名の実施＝共謀罪反対・廃止署名は209万9524筆。
- ◇ 共謀罪法廃止法案提出についての野党への呼び掛け⇒衆議院には提出して継続審議中。
- ◇ 共謀罪廃止連絡会に結集した取り組みの広がり。
- ◇ 監視社会パンフ「知らないうちにみられてる」の発行（2020年3月25日）
- ◇ 強行採決から3年 6・15 共謀罪廃止を求める「オンライントーク」青木理さん、海渡雄一さん（2020年6月15日）

### 3. ウィングを広げた活動

#### ① 公文書管理法と情報公開法にこだわる

##### ◇ 公文書管理法第一条：目的

この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

##### ◇ 公文書管理法第二条4：行政文書とは

この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。第十九条を除き、以下同じ。）であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- 二 特定歴史公文書等

三 政令で定める研究所その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）

特定秘密も法律上は公文書管理法に則って運用されなければならないので、特定秘密保護法を考える時には、公文書管理法を視野に入れることがとても重要である。南スーダンの日報問題や森・加計問題等により、各省庁の公文書管理が2017年に問題になり、2018年にかけて議論がされて、各省庁のガイドラインの整備が一応行われた形になった。しかし、現在、最も注目されている公文書管理のポイントは、2年前と変わらず、「保存期間が1年未満とされる文書」の存在である。まさに、桜を見る会などで問題になったことである。

何度も取り上げているが、私たちは、情報公開法と公文書管理法の改正によって、特定秘密保護法廃止への道筋を見出したいと考えている。それは、行政文書だけでなく立法文書や司法文書も公文書管理法で規定できるようにすることも視野に入れている。

公文書が作られ、管理されていても、情報公開の壁が厚く、また高くは知る権利は守られない。また、情報公開法が整っていくことによって、公文書の管理を充実させざるを得なくなる。この二法は、まさに車の両輪である。この二法が整備されることで、特定秘密保護法の廃止への道筋が、よりはっきりすることになる。

## ② 情報監視審査会と特定秘密保護法の運用基準について

情報監視審査会は衆参両院に設置されている。そして、衆議院の情報監視審査会は、2015年度から毎年度末に「年次報告書」を公開しており、今年の3月に公開されたもので5回目になる。

私たち実行委員会では、この年次報告書を読み解くための学習会を毎年行ってきた。2015・2016年度は内部の学習会だったが、2017年度は海渡雄一弁護士、2018年度は専修大学の山田健太教授（2018年度審査会参考人）、2019年度は三宅弘弁護士（元・公文書管理委員会委員／2019年度審査会参考人）を講師に、院内学習会として行った。

審査会は「年次報告書」の中で、「政府に対する意見」を投げ掛け、政府からその回答を引き出している。この毎年の意見と回答の積み上げが、まだまだ不十分ではあるが、立法府における特定秘密保護法の監視機関としての情報監視審査会の存在意義を示していると言える。

2018年度の「意見」では、特定秘密保護法施行後5年となることから、「運用基準」を見直す時期がきたとして、「運用基準の見直し」を求めている。そして2019年度はその意見に加えて、パブリックコメント等による国民の意見も考慮した見直しを求めている。また、特定秘密の指定の在り方についても、精査や指定対象情報の整理などの改善を求めている。

情報監視審査会の意見の積み重ねを、法律の実質的な「改正」に繋げるという取り組みは評価できると思うが、一方で、法律が成立した当時のことを考えると、運用基準の見直しに気を取られ過ぎないようにしたいと思う。

当時、私たちは、法律には反対だが、それを阻止できないのならば、せめて運用基準で法律をコントロールするのではなく、法律自体の審議をもっと深め、具体的な内容を書き込んで運用することを求めている。建て付けの悪い法律を拙速に作ろうとしたことから、いろいろボロが出てきて、法律に書き込まずに運用基準でお茶を濁したという経緯を考えると、運用基準の見直しが主たる目的ではなく、法律自体に問題があるから、運用基準にもこれだけの意見が出されるという確認をして、だから法律の廃止が必要だと主張すべきと考える。

運用基準については、2014年8月にパブリックコメントの募集が行われた。私たち実行委員会は、パブリックコメントへの参加を広めるために、海渡弁護士を中心にワークショップを開催した。

また、運用基準を細かく読み込んで問題点の洗い出しも行った。その結果発見した大きな問題についてパブリックコメントで指摘もした。

たとえば次のような問題である。

2 特定秘密の指定等 1 (4) イ

「公益通報の通報対象事実その他の行政機関による法令違反の隠蔽を目的として、指定してはならないこと」

その結果、運用基準に修正が入り、次のように変わった。

2 特定秘密の指定等 1 (4) イ

「公益通報の通報対象事実その他の行政機関による法令違反の事実を指定し、又はその隠蔽を目的として、指定してはならないこと」

今後の見直しによって運用基準が変わるとすれば、審査会が「意見」で求めているように、6年前と同様にパブリックコメントが行われると考えられるので、その時には、パブリックコメントに積極的に取り組んで、運用基準を改善するとともに、さらに踏み込んで法律自体の見直し、そして廃止に取り組む姿勢を強く打ち出すことが必要だと考える。

### ③ 個人情報保護と監視社会化への取り組み

桜を観る会の参加者名簿の廃棄の事例を見ても明らかだが、公文書を公開しない理由に個人情報の保護が上げられるケースが増えている。個人情報の保護とは何かということ、再度ここで見つめ直す必要があるのではないだろうか。

個人情報がしっかりと定義され、保護されることにより、本来国会やメディアによって明らかにされるべき重要な情報が、個人情報保護を理由に不当に隠されることを回避できるようになるはずである。

個人情報の保護については、個人情報保護法の改正を EU の GDPR との関係でも捉えておきたい。

GDPR について、私たちが重要視しているのは、「データポータビリティ権」だ。個人情報はその個人ののものであり、企業が勝手に使うことはできないことを明確にすることである。

GAF A を例に考えると分かりやすいと思う。たとえば、何かのメリット（アマゾンでの買い物するなど）と引き換えにデータを集める時の条件の明示、そのデータがどのように使われているか本人から情報開示を求められたときの完全開示、そして、本人の許諾がなければ個人データを第三者（司法も含む）に提供できないという縛りが必要である。

GDPR は、日本の個人情報保護法よりも個人情報の保護が進んでいる。日本は EU との EPA 締結によって、個人情報保護法を GDPR の水準まで引き上げることが求められるようになった（十分性認定）。そして今年、個人情報保護法が改正され、6月12日に公布された。しかし、改正された個人情報保護法は GDPR の水準に達していない。たとえば、GDPR では「個人データ」を「識別された自然人または識別可能な自然人」つまり、オンライン識別子（クッキーや IP アドレスなど）も含め、「複数の要素を参照しなければ識別されうる状態にならない情報」にまで条件を広げているのに対し、個人情報保護法の「個人情報」の定義は、従来通りオンライン識別子は対象にしておらず、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものであり、容易に識別できることを認めたままである。

さらに、今回の改正で気になるのは、「データの利活用」に力を入れている点である。そのために新たに「仮名加工情報」を設定した。法律の条文によると「仮名加工情報」とは、「他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報」を言う。このように仮名加工された情報は、「仮名加工情報取扱事業者」による利用が可能になる。今回の法改正では、利用停止・消去等の個人の請求権や業者が保有するデータの開示請求等、個人の権利が拡大され

ている。これは GDPR に近づいているのだが、その一方で仮名加工した情報には、「イノベーションを促進する観点から」という理由を付けて、開示・利用停止請求への対応等の義務が緩和されている。

また、個人情報の外国を含む第三者への提供についても、踏み込んだものになっている。改正に先立ち個人情報保護委員会は、2019 末から 2020 年にかけての 1 か月、「制度改正大綱」についてのパブリックコメントを実施した。その時も基本的な考え方として、「ビジネスモデルのイノベーション」が強く打ち出されており、「パーソナルデータの利活用」が謳われていた。この利活用は、データが国境を意識することなく自由に行き来することを前提としているので、個人情報に対する私たちの理解も、日本国内だけのことではないという意識に立つことが重要である。併せて情報銀行についても、国は積極的な活用を目指している。

自分の情報を金に換えるというメリットに惑わされた結果、企業が個人情報の集積場となり、それがさらに許認可の関係で官公庁に上がっていく危険性、そして行政に個人情報が集中していく未来が想像できる。

GDPR と個人情報保護法の問題については、ようやく各企業が対応を考え始めたようだが、私たちは企業とは異なる立場、つまり、私たち自身の命に繋がる、私たち自身の情報を護るという立場で、この問題に取り組んでいく必要がある。

このように、「個人情報保護」を謳いながら、一方では個人情報を集め、それを国家レベルで利用しようとする動きは、デジタル庁の創設や、マイナンバーカードの普及促進とも符合している。この先にはスマートシティ構想やスーパーシティ構想も連動してくると考えられる。まさに監視社会化が進んでいる証である。

私たちは、表現の自由を守るたたかい、権力による情報管理や市民のプライバシー監視に反対するたたかい（盗聴法、GPS 捜査、監視カメラ、マイナンバーなど）を実行委員会の主体的な取り組みと位置づけ、憲法を守り戦争法に反対するなどの総がかり行動のたたかいにも積極的に関わってきた。

これらの取り組みは、これからも積極的に行っていく。

(文責：前田能成)